

①

様式第1(第9条関係)

(表面)

申請書

令和 年 月 日

東京都知事 殿

会社所在地 東京都千代田区霞が関1-3-1  
会社名 経済産業株式会社  
役職・代表者の氏名 代表取締役 経済 太郎

④

中小企業等経営強化法施行規則(以下「規則」という。)第9条第1項の規定による規則第8条第1号から第4号まで、第5号【イ、ロ】及び第6号【イ、ロ】に掲げる要件に該当することの確認を受けたいので申請します。また、裏面注意事項に同意します。

(裏面)

注意事項

- 1 払込み後速やかに中小企業等経営強化法(以下「法」という。)第7条に規定する確認申請を行うこと。
- 2 法第7条の規定による確認(以下「エンジェル税制の確認」という。)を受けるときは、東京都知事に規則第9条第4項の確認書(以下「事前確認書」という。)を提出すること。
- 3 事前確認書は申請が行われた日の属する事業年度内であって、申請者の主たる事務所が申請を行った東京都に引き続き所在するときに限り有効であること。
- 4 規則第8条各号(第5号に掲げる要件にあっては同号イ又はロ、第6号に掲げる要件にあっては同号イ又はロ)に掲げる特定新規中小企業者の要件に該当しないものとなったときその他事前確認書の申請が行われた日の属する事業年度において事前確認書が不要になったときは、直ちに事前確認書を東京都知事に返納すること。
- 5 株式の払込みの期日において同条各号に掲げる特定新規中小企業者の要件に該当しないとき及び偽りその他不正の手段により規則第9条第1項の確認(以下「事前確認」という。)を受けたことが判明するに至ったときは、エンジェル税制の確認を受けられない旨、投資家に伝達すること。
- 6 事前確認は、政府又は東京都として、投資家に対して投資に係る利益を保証するものではないことを投資家に伝達すること。
- 7 エンジェル税制に関する経済産業省及び東京都のホームページを確認する旨、投資家に伝達すること。
- 8 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)に該当しない会社であって、かつ、役員に暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者(以下「暴力団員等」という。)に該当する者がいないこと。
- 9 暴力団又は暴力団員等の統制の下にない会社であること。
- 10 公の秩序又は善良の風俗を害するような活動を行わないこと。

上記注意事項に同意する場合には、上記口内に印をつけること。

(備考)用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

No	項目	記載要領									
①	様式	申請パターンにより、提出する様式を選択。 両面印刷。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>優遇措置</th> <th>申請パターン</th> <th>提出する様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>優遇措置A 優遇措置A-2</td> <td>ア~エ (ア+コ等、プレシード・シード特例の申請含む)</td> <td>様式第2</td> </tr> <tr> <td>優遇措置B プレシード・シード特例</td> <td>オ~ケ コ~ス</td> <td>様式第1 様式第1</td> </tr> </tbody> </table>	優遇措置	申請パターン	提出する様式	優遇措置A 優遇措置A-2	ア~エ (ア+コ等、プレシード・シード特例の申請含む)	様式第2	優遇措置B プレシード・シード特例	オ~ケ コ~ス	様式第1 様式第1
優遇措置	申請パターン	提出する様式									
優遇措置A 優遇措置A-2	ア~エ (ア+コ等、プレシード・シード特例の申請含む)	様式第2									
優遇措置B プレシード・シード特例	オ~ケ コ~ス	様式第1 様式第1									
②	申請日	申請窓口へ送付する際には、空欄での提出にご協力ください。									
③	会社所在地 会社名 役職・代表者の氏名	最新の情報(=最新の登記事項証明書の表記と一致)を記載。 (注)申請窓口へ書類送付後、これらの箇所に変更予定がある場合は必ずご連絡ください。									
④	中小企業等経営強化法 施行規則の条項	申請パターンにより、該当する条項に丸。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>優遇措置</th> <th>申請パターン</th> <th>該当する条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>優遇措置A 優遇措置A-2</td> <td>ア~エ (ア+コ等、プレシード・シード特例の申請含む)</td> <td>ー(条項の記載がないため、丸は不要)</td> </tr> <tr> <td>優遇措置B プレシード・シード特例</td> <td>オ~ケ コ~ス</td> <td>第5号イ及び第6号イ 第5号ロ及び第6号ロ</td> </tr> </tbody> </table>	優遇措置	申請パターン	該当する条文	優遇措置A 優遇措置A-2	ア~エ (ア+コ等、プレシード・シード特例の申請含む)	ー(条項の記載がないため、丸は不要)	優遇措置B プレシード・シード特例	オ~ケ コ~ス	第5号イ及び第6号イ 第5号ロ及び第6号ロ
優遇措置	申請パターン	該当する条文									
優遇措置A 優遇措置A-2	ア~エ (ア+コ等、プレシード・シード特例の申請含む)	ー(条項の記載がないため、丸は不要)									
優遇措置B プレシード・シード特例	オ~ケ コ~ス	第5号イ及び第6号イ 第5号ロ及び第6号ロ									
⑤	注意事項	注意事項に同意する場合には、レ点チェック。									